

支援の中で見えてきたこと、改善されなければならないこと

生活保護問題対策全国会議 事務局次長 田川英信

困窮者がひとりで相談に行くと、体よく追い返される事例が続出。地方議員を中心とした支援者による同行支援を行ってきた。

【問題事例】

1. 実施責任を無視して不当に追い返す（各地の複数自治体）

- ・「ここに住民票がなければダメ」と追い返した自治体。
- ・相談に訪れたホームレスの方を、前の晩にどこで過ごしたかによって、保護の相談場所が違うと追い返す（前泊地主義）。
- ・三重県某市、愛知県某市、静岡県某市、神奈川県某市と、隣地までの交通費を渡されただけで追い返され、最終的に東京で支援団体につながって保護申請できた方も。

《解説》

正しくは、居住地があればその福祉事務所、なければ「現在地」。住民票がどこにあるかは問題ではなく、生活の拠点がどこかで決まる。住所不定の方は相談に訪れた役所が「現在地」となる。生活保護の実施責任をどこが負うかは、大事な問題。

2. 明日来てくれ、と追い返す（都内の自治体）

まだ閉庁時間まで時間があるのに、「今日は受け付けは終わり」、
「来る人みんなを受けていたら福祉事務所がパンクする」

《解説》

相談が急増して、超多忙なことは理解する。しかし、それは追い返す理由にはならない。明らかに違法・不適切であり、行政は責任を果たすべき。

3. 居住地がないと申請できないと拒否（千葉県某市）

ホームレスの方は、居住する場所が定まらないと申請できないと申請を拒否。

《解説》

居住する場所が定まらなくても、申請は拒否できない。明らかに違法。

4. 機械的・一律な援助方針

「うちとしては、女性は婦人保護施設で保護することになっている」

《解説》

婦人保護施設は、DVなどで夫から逃げてきた女性などを安全に保護する施設。携帯電話などの通信手段は使えなくなる。また、個室もあるが相部屋の施設もある。必要性もないのに、そこの利用しかないというのは疑問。

5. 無料低額宿泊所（無低）の安易な利用

ホームレスの方については、無料低額宿泊所に入所という援助の仕方。

《解説》

無低は、社会福祉法に定められた、生活困窮者が無料もしくは低額で利用できる施設。十数人といった大人数での相部屋など劣悪な環境の宿泊所もある。貧困ビジネスと称されている無低もあり、相部屋、門限、飲酒禁止、食事が貧弱等々。劣悪な環境のために、そこから逃げ出した人は多い。

6. 虚偽の説明をした自治体（都内某区）

「ビジネスホテルに泊まりながら生活保護を利用することはできない」

「その……、新しい文書が出たんです。今日付けですね。今日付け」

《解説》

ビジネスホテルを利用して生活保護を利用し、次のステップに進むことはできる。それを、新しい通知が出た、という意図的な虚偽の説明をして拒んだ。

7. 保有容認の資産なのに、それを理由に拒否（複数自治体）

「資産価値 1 千万円程度の居住不動産を売れば生活できるでしょ」

「事業用の資産（漁船＝20 万円ほどの価値）があるから保護は利用できない」

《解説》

自己居住用の不動産は高価でなければ保有容認（大原則）。各地でその価格の違いはあるが、東京で 3 千万円強、全国どこでも 2 千万円程度なら保有容認。事業を継続する場合には、当然、事業用の資産は保有できる。

8. 自治体間の格差があり過ぎる

県によって支援の差がある。

手持ち金がほとんどないのに、貸付の制度が無いが、額が少なすぎる自治体も

【背景にあるもの】

福祉事務所の脆弱性

保護担当職員には、関連法規、制度・施策、病理などの知識・研修が必要。

① 職員の質の担保ができていない

社会福祉主事の任用資格が必要なのに、数人に 1 人は資格なし

② 研修体制の不備・不足

人権研修を含め、圧倒的に不足。実務を知らないで仕事をさせられている。

③ 人事異動サイクルが短い

全国平均で 3 年程度で異動。経験・知識が蓄積されない。

④ 職員の総定数抑制 人員不足

都市部で 80 世帯、郡部で 60 世帯という標準数が守られていない。

⑤ 監査（指導検査）の方向性

濫給防止が中心。漏給に焦点を当てるべき。

※「生活保護なめんな」ジャンパー事件から考える 拙稿

生活保護問題対策全国会議 編（あけび書房）

⑥ 県・政令市単位でのマニュアルの不備